

富山市教育振興基本計画（概要版）

【第1章 計画の策定にあたって】

計画の位置付け

- (1)教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- (2)本市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画
- (3)市政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画

計画の期間

概ね10年先を見通しながら、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

計画の実効性の確保

毎年、各施策の進捗状況などを点検評価し、改善することで、計画の実効性の確保を図ります。

本計画に基づき、本市の教育行政を推進することで、本市教育の質の向上を目指し、子どもを安心して学校に預けられる、子育てしやすい市、また生涯を通じた学びを行いやすい市として「選ばれる市」を目指します。

【第2章 本市教育を取り巻く現状と課題】



様々な課題に対し、中長期的な計画を立て、教育行政を推進していく必要があります。

【第3章 計画の目標】 【第4章 計画における施策】

本市では、基本理念として、次のことを教育目標として掲げています。

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

教育目標の実現のため、今後進めていく施策を体系化し、総合的・計画的な教育行政の推進を図ります。

体系は、学校教育、学校教育環境、学校・家庭・地域との連携、社会教育の4つの分野に大別し、それを17の基本施策に分けています。

その基本施策ごとに現状と課題、取組みの基本的方向、主な取組み、目標指標を記載しています。

1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

子どもたちが、生涯の基盤となる学校教育において、自立と公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備え、社会で生きる実践力を高める教育が行われていることを目標とします。

- 1 確かな学力の定着
学力向上の推進、理科教育の推進、小・中学校の連携、情報モラル教育の推進
- 2 豊かな心の育成
不登校対策、いじめ防止対策、人権教育の推進、体験活動の充実、道徳教育の推進 等
- 3 健やかな体の育成
体力の向上、生活習慣病の予防、食育の推進
- 4 社会で生きる実践力の育成
キャリア教育の推進、学校選択制の実施
- 5 教員の資質能力向上
教職員研修の充実、ICTの活用、教育センターの整備・充実、体罰のない学校づくり 等
- 6 幼児教育の充実
幼児教育の充実、認定こども園の充実
- 7 外国語教育の充実
外国語教育の人的支援
- 8 特別支援教育の充実
特別支援教育の充実、人的支援
- 9 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実
ESD(持続可能な開発のための教育)の推進、環境教育の推進、防災教育の推進 等
- 10 私学の振興
私立の振興

2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

子どもたちが、安全・安心で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていることを目標とします。

- 11 質の高い学校教育環境の整備
学校図書の実用、ICTの活用 等
- 12 安心・安全な学校教育環境の整備
学校施設の耐震化の促進、学校・幼稚園の適正配置、通学路の安全対策 等

3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間性を育てていることを目標とします。

- 13 家庭における教育力の向上
親子サークルの充実、「親学び講座」の普及・啓発、子どもの読書活動の推進 等
- 14 学校・家庭・地域との連携
開かれた学校づくり、家庭での食習慣確立への支援、子どもかがやき教室の充実

4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていることを目標とします。

- 15 生涯学習活動の充実
ふるさとづくりの推進、市民大学の講座の充実
- 16 生涯学習活動拠点の充実
公民館の耐震化の促進及び整備・充実、図書館の充実、人文系博物館の充実、等
- 17 文化遺産等の保全・活用
文化遺産等の保存活用の推進、文化財の総合調査、史跡王塚・千坊山遺跡群の保存 等